

告示

埼玉県告示第五百六十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和五年五月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 令和五年九月六日

埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号

埼玉県熊谷地方庁舎

ロ 令和五年十月一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 令和五年十一月十二日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 令和五年九月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ロ 令和五年十月十一日

埼玉県川越市鯨井千五百五十六番地一

川越西文化会館

ハ 令和五年十一月六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円